かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶんかべしんぶんかべしん

第９６号

郵政産業ユニオン PIWU TOKYO
郵政産業労働者ユニオン東京地方本部
104-0031 東京都中央区京橋3−6−3
京橋通郵便局5F
TEL・FAX　03-3535-5447
piwutokyo@yahoo.co.jp

電通の高橋まつりさんの死を私たちは忘れません。電通の残業時間の上限は月７０時間（３６協定）でした。ところが、高橋さんの場合は月１３０時間を超える残業をしていたことが明らかとなりました。同社の場合、残業時間は「自己申告」となっており、申告した残業時間は６９．９時間で、上限７０時間に収まるよう、労働時間を「自己申告」させられていたのです。会社が労働時間の管理を徹底していたら・・・。「労働時間の適正な管理、把握」（２００１．４．６通達）が使用者に義務付けられていたにもかかわらずです・・・・。

時間外労働のしくみ

３６協定・特別条項 てなんだ？？？

そもそも労働基準法３２条では「一日８時間、週４０時間を超えてはならない」と定めています。ところが、同法３６条では、協定を結べば（通称「三六（サブロク）協定」と呼ばれている）１日８時間を超えても違反とはなりません。

さらに「特別条項」を結べば、何時間でも働かせることができる仕組みになっているのです。

さて、郵便局の場合は、三六協定で（ＪＰ労組が締結）

一日　　最高４時間
２か月　最高８１時間
年間　　３６０時間

となっています。

ところが「特別条項」では、

一日　　最高５時間
２か月　最高１２０時間
年間　　４８０時間

「特別条項」とは、特例中の特例でやむを得ない場合のはずが最近は常態的に使われ、同条項の趣旨に反しているのだ！これを使って要員不足を放置しているとしか言いようがない！

「特別条項」は廃止しろ！

通用口や食堂の掲示板に貼ってあるから見てみよう。（他に休日労働もあるよ）

残業上限１００時間ＯＫ？？？

これで「規制」かよっ!?

電通事件をきっかけに長時間労働が大きな社会問題となり、政府も「規制」を言わざるを得なくなり「働き方改革実現会議」を中心に検討を始めました。

な、なんと、これがまた問題です。

報道によれば、残業時間の上限を年７２０時間、月６０時間、繁忙期は１００時間まで認め、２か月平均では月８０時間の「制限」を設けるとの検討がされているのです。

「大臣告示」

年間３６０時間以内、月４５時間以内、１週１５時間以内、これは、１９９８年に出した「労働省告示第１５４号」で「大臣告示」と呼ばれる時間外労働の基準です。

１００時間までＯＫとなれば過労死を法律で認めるもので過労死は自己責任か！？？？

上限規制は最低でも「大臣告示」とし、「特別条項」は廃止すべきだ！　どうだ？ 賛成だろ?

んぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶん・かべしんぶんかべしんぶんかべしんぶんか